

令和3年10月24日執行 身延町議会議員一般選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

身延町選挙管理委員会

目次

I	選挙運動の公費負担制度とは	2
1	選挙運動の公費負担制度の趣旨	2
2	選挙運動の公費負担の種類	2
3	対象となる候補者	2
4	公費負担の限度額	3
5	諸手続	6
	(1) 契約締結と契約届出	6
	(2) 確認申請	6
	(3) 使用（作成）証明書の交付	7
	(4) 費用の請求	7
II	選挙運動の公費負担の手続き	9
1	選挙運動の公費負担手続きに関する共通の注意事項	9
2	選挙運動の公費負担手続きフロー	11
3	選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）の諸手続きについて	12
4	選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）の諸手続きについて	15
5	選挙運動用自動車の使用（燃料代）の諸手続きについて	18
6	選挙運動用自動車の使用（運転手）の諸手続きについて	22
7	選挙運動用ビラの作成の諸手続きについて	25
8	選挙運動用ポスターの作成の諸手続きについて	29
III	選挙運動費用の公費負担制度 Q&A	33
1	共通事項	33
2	自動車の借入れ	35
3	燃料の提供	38
4	運転手の雇用	39
5	選挙運動用ビラの作成	40
6	選挙運動用ポスターの作成	41
IV	選挙公営（公費負担）関連例規	42
1	身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	42
2	身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程	45

I 選挙運動の公費負担制度とは

1 選挙運動の公費負担制度の趣旨

公職選挙法は、選挙運動について種々の規制を加えていますが、それでも、選挙には多大な費用がかかり、それが選挙の腐敗の大きな原因になるといわれています。

そこで、公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、国又は地方公共団体がその費用を負担するなどの選挙運動の公費負担制度(選挙公営制度)が設けられています。

公職選挙法の改正に伴い、町でも『身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例』を制定しました。

それにより候補者の選挙費用の負担を軽減(お金のかからない選挙)し、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの人に立候補への意欲を持ってもらうこと、その人が立候補しやすい環境を整えることができるようになりました。

今回の選挙公営の対象拡大とともに、供託金制度も導入されました。

2 選挙運動の公費負担の種類

身延町議会議員一般選挙(以下「町議会議員一般選挙」という。)において、次の3つの選挙運動に関する費用については、一定の限度まで公費で負担することとし、候補者との契約の相手方である業者等(以下「契約業者等」という。)に対して直接支払う方式を導入することとします。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

供託物没収点 = 有効投票総数 ÷ 議員定数 × 1/10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る）	1日1台 64,500円 × 5日 = 322,500円	
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約（レンタル、個人、会社等からの借り上げ）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る）	1日1台 15,800円 × 5日 = 79,000円
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,560円 × 5日 = 37,800円
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（1日について1人に限る）	1日 12,500円 × 5日 = 62,500円

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法

第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません

(2) 選挙運動用ビラの作成

区分	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円51銭・・・①	町議会議員選挙 1,600枚・・・②

【選挙運動用ビラの規格等】

- 大 き さ：長さ 29.7 cm × 幅 21 cm (A 4 版) 以内
- 記載内容：頒布責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるような内容は記載できない。
- 頒布方法：町選挙管理委員会が交付する証紙を貼り、以下の方法により頒布すること。
 - ① 新聞折込による頒布
 - ② 選挙事務所内における頒布
 - ③ 個人演説会の会場内における頒布
 - ④ 街頭演説の場所における頒布

【例 1】町議会議員選挙運動用ビラ 3, 0 0 0 枚の作成を 2 1, 6 0 0 円で契約した場合 1 枚当たりの作成単価は、 $2 1, 6 0 0 \text{円} \div 3, 0 0 0 \text{枚} = 7 \text{円} 2 0 \text{銭}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $7 \text{円} 2 0 \text{銭} \times 1, 6 0 0 \text{枚} = 1 1, 5 2 0 \text{円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 1 0, 0 8 0 円は候補者の負担になります。

【例 2】町議会議員選挙運動用ビラ 1, 5 0 0 枚の作成を 1 8, 7 5 0 円で契約した場合 1 枚当たりの作成単価は、 $1 8, 7 5 0 \text{円} \div 1, 5 0 0 \text{枚} = 1 2 \text{円} 5 0 \text{銭}$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7 \text{円} 5 1 \text{銭} \times 1, 5 0 0 \text{枚} = 1 1, 2 6 5 \text{円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 7, 4 8 5 円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

区分	作成単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	(525 円 6 銭×152 枚+ 310,500 円)÷152 箇所(ポ スター掲示場数) =2,568 円・・・①	152 枚・・・② (ポスター掲示場数=152 箇所)

【選挙運動用ポスターの規格等】

- 大 き さ：長さ 42 cm × 幅 30 cm 以内
- 記載内容：掲示責任者及び印刷者の住所・氏名が記載されていること。記載内容及び色彩に特別な制限はないが、その内容が犯罪を構成する場合は、法律に定める罰則の対象となる。
- 掲示方法：町選挙管理委員会が設置する公営ポスター掲示場。

【例 1】町議会議員選挙運動用ポスター 200 枚の作成を 55 万円で契約した場合
1 枚当たりの作成単価は、550,000 円÷200 枚=2,750 円になります。この
場合は、作成単価は上限を超え、作成枚数が上限を超えているため、2,568 円×1
52 枚=390,336 円が公費負担の対象となります。この額を超える分 159,66
4 円は候補者の負担になります。

【例 2】町議会議員選挙運動用ポスター 100 枚の作成を 39 万円で契約した場合
1 枚当たりの作成単価は、390,000 円÷100 枚=3,900 円になります。この
場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、2,568 円
×100 枚=256,800 円が公費負担の対象となります。この額を超える分 133,
200 円は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ア 届出先 身延町選挙管理委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

【留意事項】

- 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

(2) 確認申請

下記アについては、(1)の契約届出とともに、確認申請が必要です。

- ア 確認申請が必要なもの
 - ・選挙運動用自動車の燃料代・・・金額の制限範囲内であることの確認
 - ・選挙運動用ビラの作成・・・作成限度枚数の確認
 - ・選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数（掲示場数）の確認
- イ 確認申請の方法
 - ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
 - ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。（
 - ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- ウ 確認申請書の提出先
身延町選挙管理委員会
- エ 確認書の交付
 - ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
 - ・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
 - ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

上記（1）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約（ハイ ヤー、タクシーの借上げ）	① 請求書【様式第 13 号（第 6 条関係）】 ② 請求内訳書【別紙 1】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第 10 号 （その 1）（第 5 条関係）】
	2 1 に掲げる契約以外の契約の場合	① 請求書【様式第 13 号（第 6 条関係）】 ② 請求内訳書【別紙 2-1】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第 10 号 （その 1）（第 5 条関係）】
	② 燃料の供給契約	① 請求書【様式第 13 号（第 6 条関係）】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ② 請求内訳書【別紙 2-2】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第 10 号（その 2）（第 5 条関係）】 ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号（第 3 条関係）】
	③ 運転手の雇用契約	① 請求書【様式第 13 号（第 6 条関係）】 ② 請求内訳書【別紙 2-3】 ③ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 10 号 （その 3）（第 5 条関係）】

選挙運動用ビラの作成	<ul style="list-style-type: none"> ① 請求書【様式第 14 号（第 6 条関係）】 ② 請求内訳書【別紙 4】 ③ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 11 号（第 5 条関係）】 ④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号（第 3 条関係）】
選挙運動用ポスターの作成	<ul style="list-style-type: none"> ① 請求書【様式第 15 号（第 6 条関係）】 ② 請求内訳書【別紙 5】 ③ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 12 号（第 5 条関係）】 ④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号（第 3 条関係）】

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込のみで行います。振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は、再度提出（補正）していただく場合がありますので、ご注意ください。

ウ 請求書の提出先

身延町選挙管理委員会 事務局
〒400-3392 身延町切石 350
TEL 0556-42-4800

II 選挙運動の公費負担の手続き

1 選挙運動の公費負担手続きに関する共通の注意事項

選挙運動の公費負担制度を利用するにあたって制限があります。

(1) 公費の負担が受けられる対象は限定されています。

候補者が、次のものを使用又は作成する場合は、公費の負担が受けられます。

① 選挙運動用自動車の使用

- ・ハイヤー方式（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）
- ・個別契約方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）のどちらか

選挙運動用の自動車を使用した際の公費負担の対象は、町選挙管理委員会から交付される表示板を付けた選挙運動用自動車についてのハイヤー代、レンタル料、燃料代、運転手の報酬です。それ以外の費用は、対象となりません。

また、公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に限られます。

② 選挙運動用ビラの作成

ビラの作成の公費負担の対象は、町選挙管理委員会から交付される証紙を貼って頒布するビラを作成する費用です。

③ 選挙運動用ポスターの作成

ポスターの作成の公費負担の対象は、町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に貼るポスターを作成する費用です。

(2) 公費の負担が受けられる額には限度があります。

選挙運動に関する金額の制限は、選挙運動費用の制限額^(※)であり、選挙運動を通じてこの範囲内であればビラやポスターの作成について金額の制限はありません。また、選挙運動用自動車の使用については、選挙運動に関する支出に含まないこととされていますので、この法定制限額の適用を受けません。

しかし、公費の負担が受けられる金額の限度は、公費負担に関する条例で定められており、その限度額の範囲内で実際に要した費用に対し公費の負担が受けられます。

(※) 法定選挙費用の算出

$$\frac{\text{(告示日におけるその選挙区内の選挙人名簿登録者数)}}{\text{選挙区内の議員定数 (14 人)}} \times \text{人数割額 (1,120 円)} + 900,000 \text{ 円}$$

【参考】 R3.9.1 現在における選挙人名簿登録者数 9,927 人

(3) 必ず有償契約が締結されていなければなりません。

公費負担を受けるには、必ず有償契約が締結されている必要があります。候補者自身が所有する自家用車を使用した場合や、支援者が無償で運転手を引き受けたような場合は、公費負担の対象となりません。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）については、有償契約であっても、その相手方が同一生計の親族である場合には、公費負担の対象となりませんが、その親族がその業務を営んでいる場合に限り公費負担の対象となります。

例えば、配偶者の自動車を借入れるときには、配偶者が自動車の貸し出しを事業として営んでいない限り、公費負担の対象とはなりません。

(4) 公費の負担を受けるには、所定の手続きが必要です。

公費負担の対象となる費用は、契約業者等からの請求に基づいて町から契約業者等に支払いますが、この支払いを受けるためには契約の届出から請求まで、定められた手続きを行う必要があります。

(5) 供託物が没収される場合には、公費負担を受けることはできません。

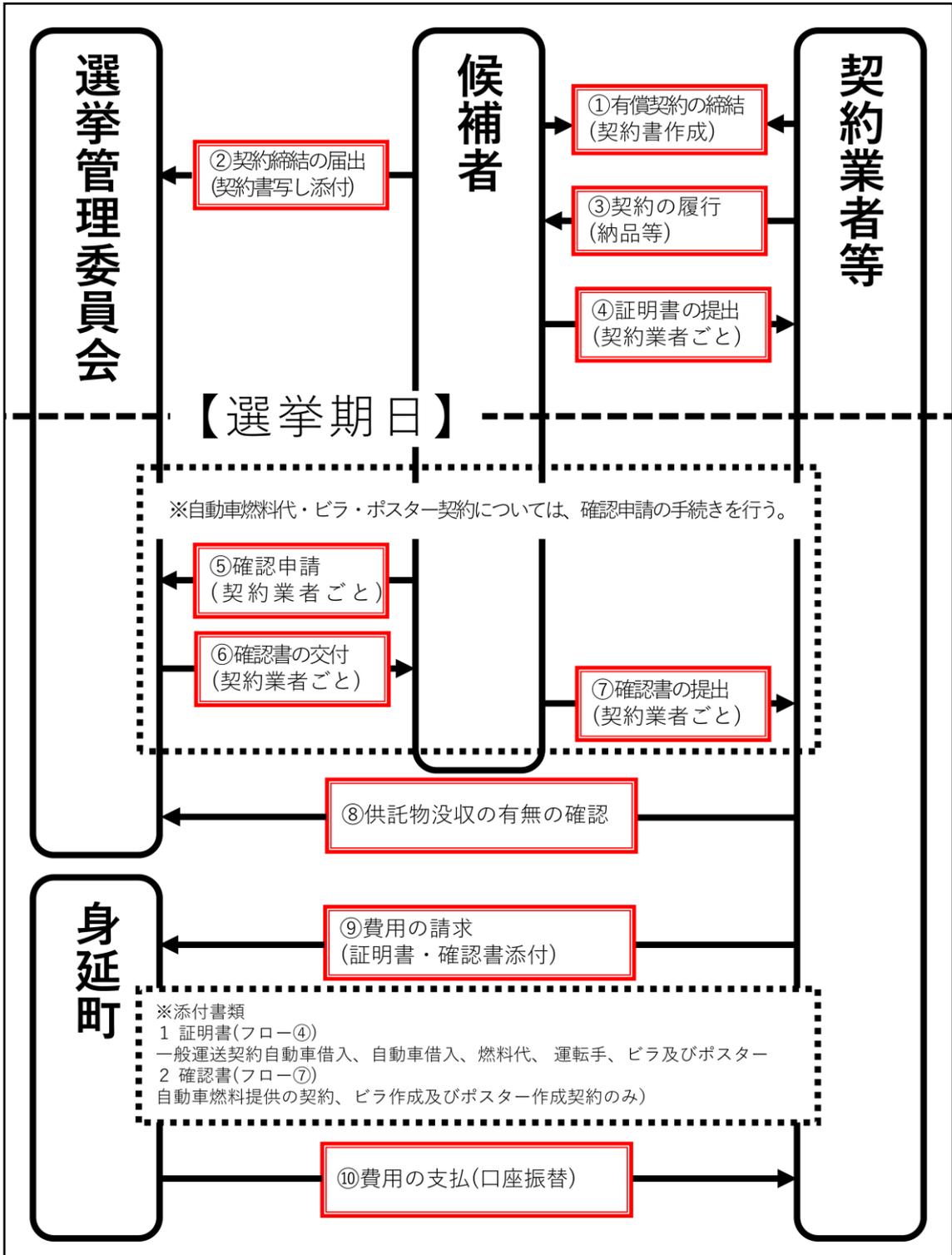
候補者の供託物が没収となる場合には、公費負担を受けることはできません。候補者が一定の得票数(供託物没収点)に達しないときは、供託物は没収となります。

なお、供託物の没収点は次の式で計算されます。

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数 (14人)}} \times \frac{1}{10}$$

2 選挙運動の公費負担手続きフロー

公費負担手続きフロー



3 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー方式）の諸手続きについて

(1) 公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車をハイヤー方式（自動車、燃料及び運転手込みで旅客を運送する方式）で使用する場合は費用が対象となります。

契約の相手方は道路運送法上の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー・ハイヤー事業者（以下「ハイヤー事業者」という。）に限られます。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外のタクシー・ハイヤーにかかる費用、例えば予備として借りたハイヤーでの運送費用や、候補者が単に移動するために乗車したタクシーの費用などは対象外です。また、使用する自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用などは対象外です。

(2) 公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり64,500円です。

無投票の場合は、届出日（告示日）1日分のみ対象となります。

(3) 契約の締結と届出

候補者とハイヤー事業者が契約を締結した時には（立候補の届出後に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「様式第1号(第2条関係)_選挙運動用自動車の使用の契約届出書(以下「自動車の契約届出書」という。)**【記入例 p.13 参照】**」を提出してください。この「自動車の契約届出書**【記入例 p.13 参照】**」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書の写し」は、候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容≪契約の当事者、車種、自動車登録番号(車両番号)、自動車の運送期間、金額など≫と当事者の意思≪候補者の申込意思、ハイヤー事業者の承諾意思≫が明らかにされている必要があります。

※選挙運動用自動車運送契約書(記入例) **【記入例 p.4 参照】**を参照してください。

(4) 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、ハイヤー事業者に「様式第10号(第5条関係)_その1_選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(以下「自動車証明書」という。)

【記入例 p.23 参照】」を提出してください。

(5) 請求

ハイヤー事業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、町に「様式第13号(第6条関係)_請求書(選挙運動

用自動車の使用)【記入例 p.29 参照】と「様式第 13 号(第 6 条関係)_別紙 1_請求内訳書【記入例 p.30 参照】」を提出してください。

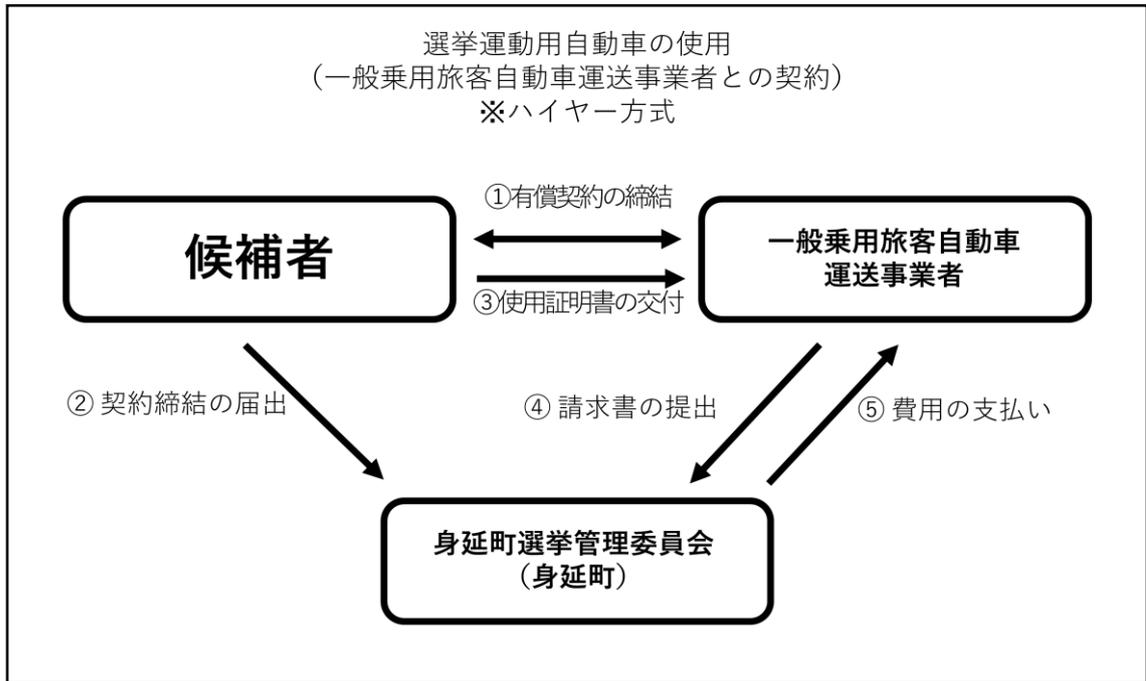
このとき、候補者から提出を受けた「自動車証明書【記入例 p.23 参照】」を添付してください。

(6) 支払

町は、正当な請求書に基づき、ハイヤー事業者の指定した口座に入金します。書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が延びる場合があります。

【次ページ続く】

(7) 手続きのイメージ



順序	手続き	必要書類 (様式等)	添付書類	チェック・備考
①	有償契約の締結 (候補者⇔運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書		
②	順序①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	様式第1号(第2条関係)_選挙運動用自動車の使用の契約届出書	①の契約書の写し	
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	様式第10号(第5条関係)_その1_選挙運動用自動車使用証明書(自動車)		
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	様式第13号(第6条関係)_請求書(選挙運動用自動車の使用)、 様式第13号(第6条関係)_別紙1_請求内訳書	③の使用証明書	
⑤	経費の支払い (町長⇒運送事業者)			

注1 供託物が没収される候補者の経費については、事業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

注2 町長に対する上記の請求については、身延町選挙管理委員会が受け付けます。

4 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）の諸手続きについて

(1) 公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車をレンタル方式で借りる場合の費用が対象となります。同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の貸出しを事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の借入れにかかる費用、例えば予備車の借入費用や、資材を運搬するために借りたトラックの費用などは対象外です。また、借りた自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用などは対象外です。

道路運送法第 80 条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。詳しくは、関東運輸局山梨運輸支局へお問い合わせください。

(2) 公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり15,800円です。

無投票の場合は、届出日（告示日）1日分のみ対象となります。

(3) 契約の締結と届出

候補者と自動車の貸主が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「様式第 1 号(第 2 条関係)_選挙運動用自動車の使用の契約届出書（以下「自動車の契約届出書」という。）【記入例 p.14 参照】」を提出してください。この「自動車の契約届出書【記入例 p.14 参照】」には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書の写し」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容≪契約の当事者、車種、自動車登録番号（車両番号）、自動車の賃貸借期間、金額など≫と当事者の意思≪候補者の申込意思、貸主の承諾意思≫が明らかにされている必要があります。

※選挙運動用自動車賃貸借契約書(記入例) 【記入例 p.5 参照】を参照してください。

(4) 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、自動車の貸主に「様式第 10 号(第 5 条関係)_その 1_選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（以下「自動車証明書」という。）

【記入例 p.24 参照】」を提出してください。

(5) 請求

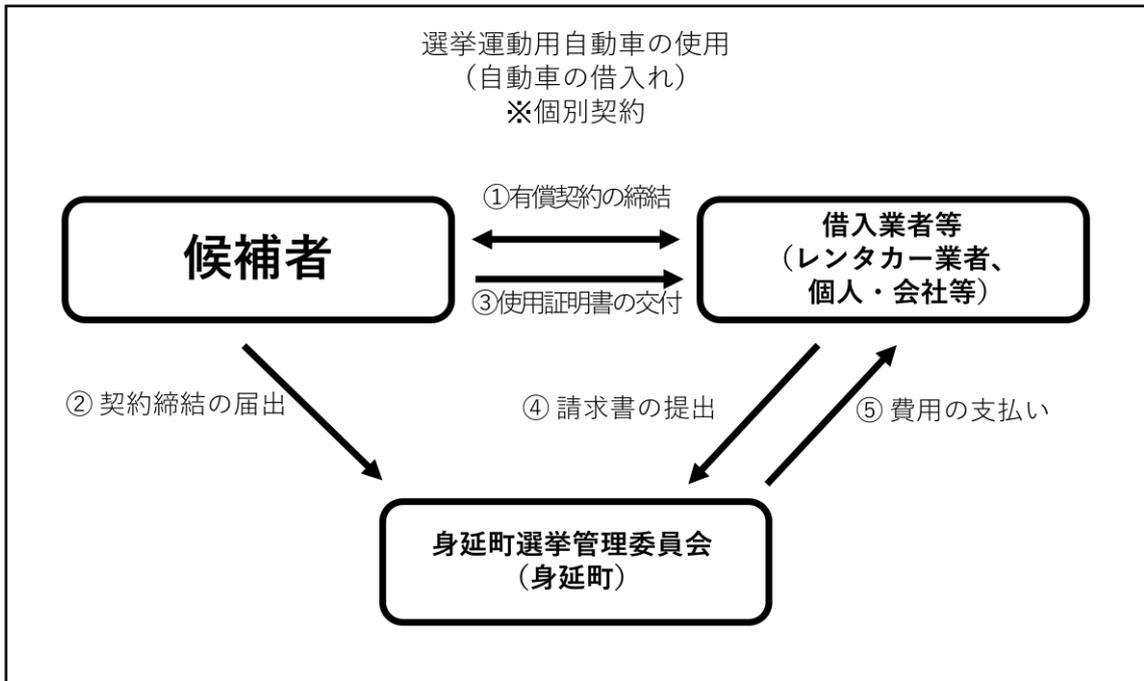
自動車の貸主は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、町に「様式第 13 号(第 6 条関係)_請求書 (選挙運動用自動車の使用)【記入例 p.31 参照】」と「様式第 13 号(第 6 条関係)_別紙 2-1_請求内訳書 (記入例)」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「自動車証明書【記入例 p.32 参照】」を添付してください。

(6) 支払

町は、正当な請求書に基づき、借入業者等の指定した口座に入金します。書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が延びる場合があります。

【次ページ続く】

(7) 手続きのイメージ



順序	手続き	必要書類 (様式等)	添付書類	チェック ・備考
①	有償契約の締結 (候補者⇔借入業者等)	選挙運動用自動車運送契約書		
②	順序①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	様式第1号(第2条関係)_選挙運動用自動車の使用の契約届出書	①の契約書の写し	
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	様式第10号(第5条関係)_その1_選挙運動用自動車使用証明書(自動車)		
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	様式第13号(第6条関係)_請求書(選挙運動用自動車の使用)、 様式第13号(第6条関係)_別紙2-1_請求内訳書	③の使用証明書	
⑤	経費の支払い (町長⇒借入業者等)			

注1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

注2 町長に対する上記の請求については、身延町選挙管理委員会が受け付けます。

5 選挙運動用自動車の使用（燃料代）の諸手続きについて

(1) 公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車に給油する燃料に要する費用が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が燃料の販売を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

なお、候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代、例えば、伴走車や選挙運動用自動車ではない候補者・選挙運動員・労務者の自家用車などに給油する燃料に要する費用は対象外です。

(2) 公費負担の限度

公費負担の限度額は、町選挙管理委員会の「確認」を受けた金額です。

確認金額は7,560円×選挙運動期間（通常5日間）の範囲内です。

無投票の場合は、届出日（告示日）1日分（7,560円）のみ対象となります。

(3) 契約の締結と届出

候補者と燃料供給業者が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「様式第1号(第2条関係)選挙運動用自動車の使用の契約届出書（以下「自動車の契約届出書」という。）【記入例 p.14 参照】」を提出してください。この「自動車の契約届出書【記入例 p.14 参照】」には、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号（車両番号）を記載し、「契約書の写し」を添付してください。

「契約書の写し」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容≪契約の当事者、燃料の種類、供給期間、1ℓあたりの単価など≫と当事者の意思≪候補者の申込意思、燃料供給業者の承諾意思≫が明らかにされている必要があります。

※選挙運動用自動車燃料供給契約書(記入例) 【記入例 p.6 参照】を参照してください。

【次ページ続く】

(4) 確認書の交付

公費負担を受けられる燃料代は、7,560円×選挙運動期間（通常5日間）の範囲内に限られます。供給を受ける燃料の代金が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第4号(第3条関係)_選挙運動用自動車燃料代確認申請書（以下「燃料確認申請」という。）【記入例 p.17 参照】」を町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。燃料代が限度内であることを確認した町選挙管理委員会は、「様式第7号(第3条関係)_選挙運動用自動車燃料代確認書（以下「燃料代確認書」という。）【記入例 p.20 参照】」を交付しますので、この「燃料代確認書【記入例 p.20 参照】」を燃料供給業者に提出してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この「燃料代確認書【記入例 p.20 参照】」に自動車登録番号(車両番号)が記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

(5) 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、燃料供給業者に「様式第10号(第5条関係)_その2_選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（以下「燃料代証明」という。）【記入例 p.25 参照】」を提出してください。このとき、給油の際に燃料供給業者から受領した伝票(日付、自動車登録番号(車両番号)、燃料の供給量、金額が記載されたもの)の写しを添付してください。

(6) 請求

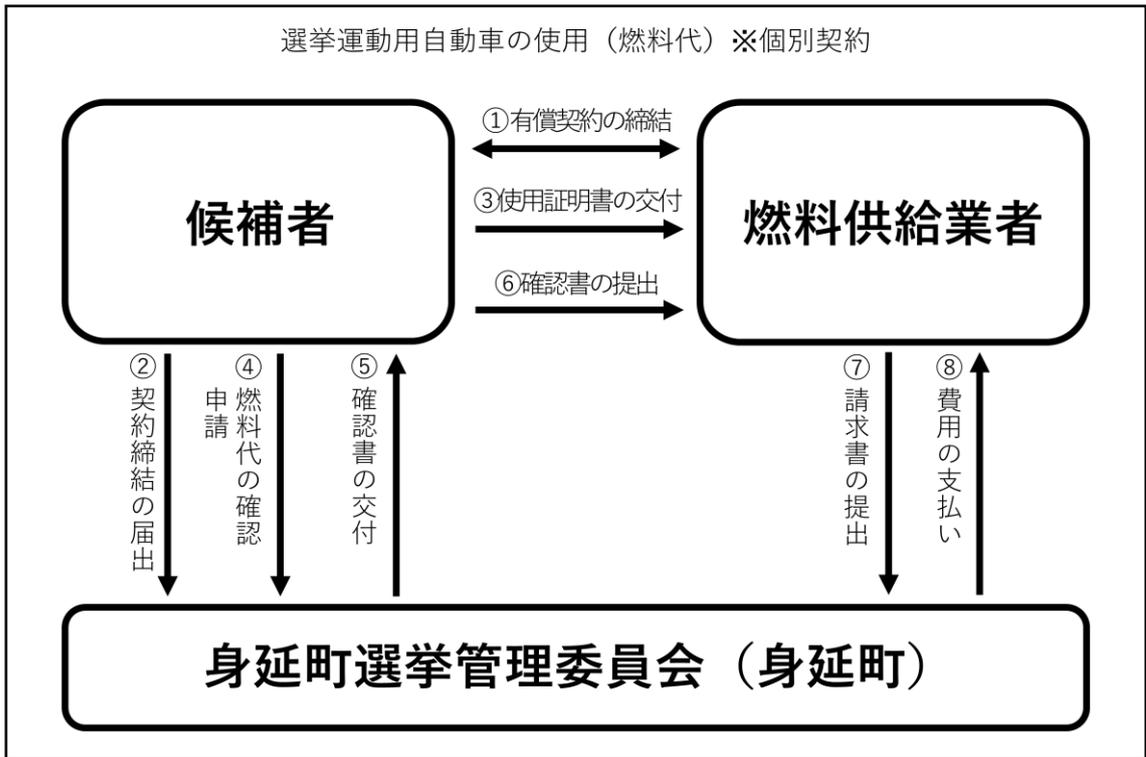
燃料供給業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、町に「様式第13号(第6条関係)_請求書（選挙運動用自動車の使用）【記入例 p.33 参照】」と「様式第13号(第6条関係)_別紙2-2_請求内訳書【記入例 p.34 参照】」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「給油伝票の写し」及び「燃料代確認書【記入例 p.20 参照】」と「燃料代証明【記入例 p.25 参照】」を添付してください。

(7) 支払

町は、正当な請求書に基づき、燃料供給業者の指定した口座に入金します。書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が延びる場合があります。

【次ページ続く】

(8) 手続きのイメージ



【次ページ続く】

順序	手続き	必要書類（様式等）	添付書類	チェック・備考
①	有償契約の締結 (候補者⇄燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書		
②	順序①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	様式第1号(第2条関係)_選挙運動用自動車の使用の契約届出書	①の契約書の写し	
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	様式第4号(第3条関係)_選挙運動用自動車燃料代確認申請書		
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	様式第7号(第3条関係)_選挙運動用自動車燃料代確認書		
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	様式第10号(第5条関係)_その2_選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	給油伝票の写し	
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	様式第13号(第6条関係)_請求書(選挙運動用自動車の使用)、 様式第13号(第6条関係)_別紙2-2_請求内訳書	④の確認書、 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し	
⑧	経費の支払い (町長⇒燃料供給業者)			

注1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

注2 町長に対する上記の請求については、身延町選挙管理委員会が受け付けます。

6 選挙運動用自動車の使用（運転手）の諸手続きについて

(1) 公費負担の対象

選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）に、候補者の選挙運動用自動車を運転するために雇用した運転手に支払う報酬が対象となります。

同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の運転を事業として営んでいる場合に限り公費負担の対象となります。

候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の運転手に支払う報酬、例えば資材を運搬するために借りたトラックの運転手に支払う報酬や、運転手以外の車上運動員に支払う報酬などは対象外です。また、企業や団体と派遣契約を締結して派遣を受けた運転手に要する費用も対象外です。

(2) 公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり12,500円です。

無投票の場合は、届出日（告示日）1日分のみ対象となります。

同一の日については、1人に限られます。

(3) 契約の締結と届出

候補者と運転手が契約を締結した時には（立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに）、町選挙管理委員会に「様式第1号(第2条関係)_選挙運動用自動車の使用の契約届出書（以下「自動車の契約届出書」という。）【記入例 p.14 参照】」を提出してください。この「自動車の契約届出書【記入例 p.14 参照】」には「契約書の写し」を添付してください。「契約書の写し」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容「契約の当事者、雇用期間、金額など」と当事者の意思「候補者の申込意思、運転手の承諾意思」が明らかにされている必要があります。

※選挙運動用自動車運転契約書(記入例) 【記入例 p.7 参照】を参照してください。

(4) 使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、速やかに、運転手に「様式第10号(第5条関係)_その3_選挙運動用自動車使用証明書(運転手)（以下「運転手の証明」という。）【記入例 p.26 参照】」を提出してください。

(5) 請求

運転手は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、町に「様式第13号(第6条関係)_請求書(選挙運動用自動車の使用)【記入例 p.35 参照】」と「様式第13号(第6条関係)_別紙2-3_請求内訳書【記入例 p.36 参照】」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「運転手の証

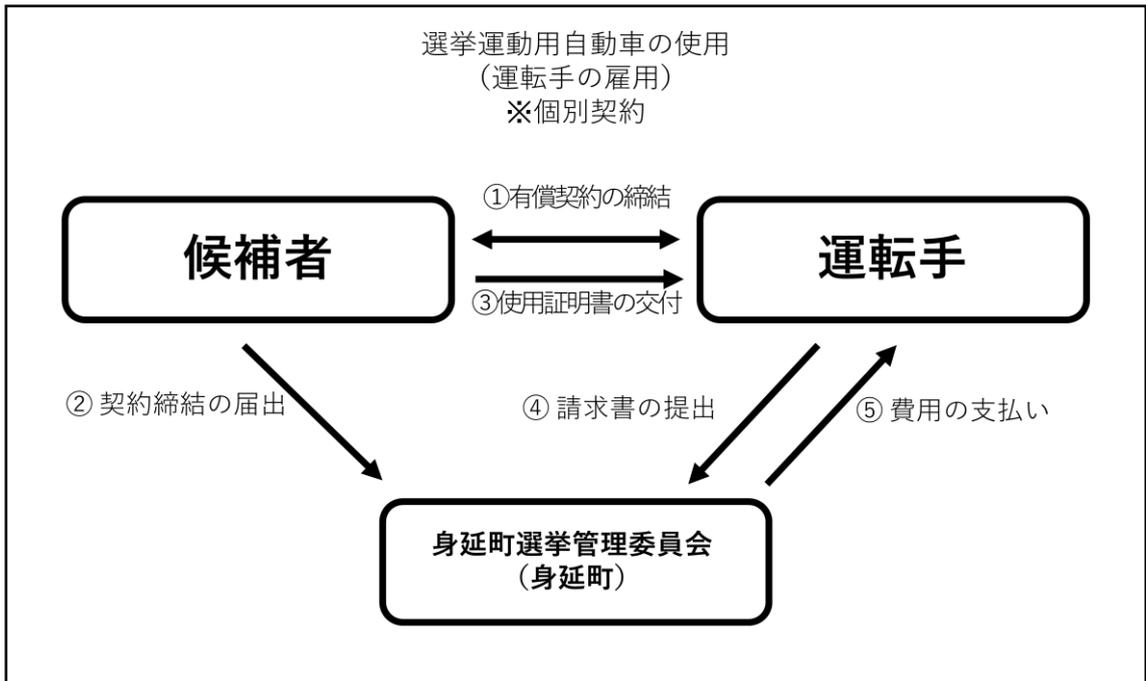
明」【記入例 p.26 参照】」を添付してください。

(6) 支払

町は、正当な請求書に基づき、運転手の指定した口座に入金します。書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が延びる場合があります。

【次ページ続く】

(7) 手続きのイメージ



順序	手続き	必要書類 (様式等)	添付書類	チェック・備考
①	有償契約の締結 (候補者⇔運転手)	選挙運動用自動車運転契約書		
②	順序①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	様式第1号(第2条関係)_選挙運動用自動車の使用の契約届出書	①の契約書の写し	
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	様式第10号(第5条関係)_その3_選挙運動用自動車使用証明書(運転手)		
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	様式第13号(第6条関係)_請求書(選挙運動用自動車の使用)、 様式第13号(第6条関係)_別紙2-3_請求内訳書	③の使用証明書	
⑤	経費の支払い (町長⇒運転手)			

注1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

注2 町長に対する上記の請求については、身延町選挙管理委員会が受け付けます。

7 選挙運動用ビラの作成の諸手続きについて

(1) 公費負担の対象

候補者の選挙運動用ビラの作成費用が対象です。

ビラ作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますので、その内訳は「選挙運動用ビラ作成費用明細書(選挙運動の公費負担用) (以下「ビラ作成費用明細書」という。)**【記入例 p.9 参照】**」に記入してください。ビラ以外の印刷物 (ハガキ、パンフレット、名刺、封筒など) の作成費用は対象外です。

(2) 公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

確認枚数は1,600枚以内です。

作成単価の限度額は、7円51銭です。

※ 1銭未満の端数は切り上げ

(3) 契約の締結と届出

候補者とビラ作成業者が契約を締結した時には(立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに)、町選挙管理委員会に「様式第2号(第2条関係)_選挙運動用ビラ作成契約届出書(以下「ビラ契約届出」という。)**【記入例 p.15 参照】**」を提出してください。この「ビラ契約届出**【記入例 p.15 参照】**」には「契約書の写し」と「ビラ作成費用明細書**【記入例 p.9 参照】**」を添付してください。

「契約書の写し」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容≪契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など≫と当事者の意思≪候補者の申込意思、作成業者の承諾意思≫が明らかにされている必要があります。「ビラ作成費用明細書**【記入例 p.9 参照】**」にはビラ作成にかかる費用の内訳≪写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費など≫を記載してください。

※選挙運動用ビラ作成契約書(記入例) **【記入例 p.8 参照】**を参照してください。

(4) 確認書の交付

公費負担を受けられるビラの作成枚数は1,600枚以内に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第5号(第3条関係)_選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(以下「ビラ確認申請」という。)**【記入例 p.18 参照】**」を町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

枚数が限度内であることを確認した町選挙管理委員会は、「様式第8号(第3条関係)_選挙運動用ビラ作成枚数確認書(以下「ビラ確認」という。)**【記入例 p.21 参照】**」を交付しますので、この「ビラ確認**【記入例 p.21 参照】**」を作成業者に提出してください。

(5) 作成証明書の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、速やかに、作成業者に「様式第 11 号(第 5 条関係)_選挙運動用ビラ作成証明書(以下「ビラ証明」という。) 【記入例 p.27 参照】」を提出してください。

(6) 請求

作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、町に「様式第 14 号(第 6 条関係)_請求書 (選挙運動用ビラの作成) 【記入例 p.37 参照】」と「様式第 14 号(第 6 条関係)_別紙 4_請求内訳書 【記入例 p.38 参照】」を提出してください。

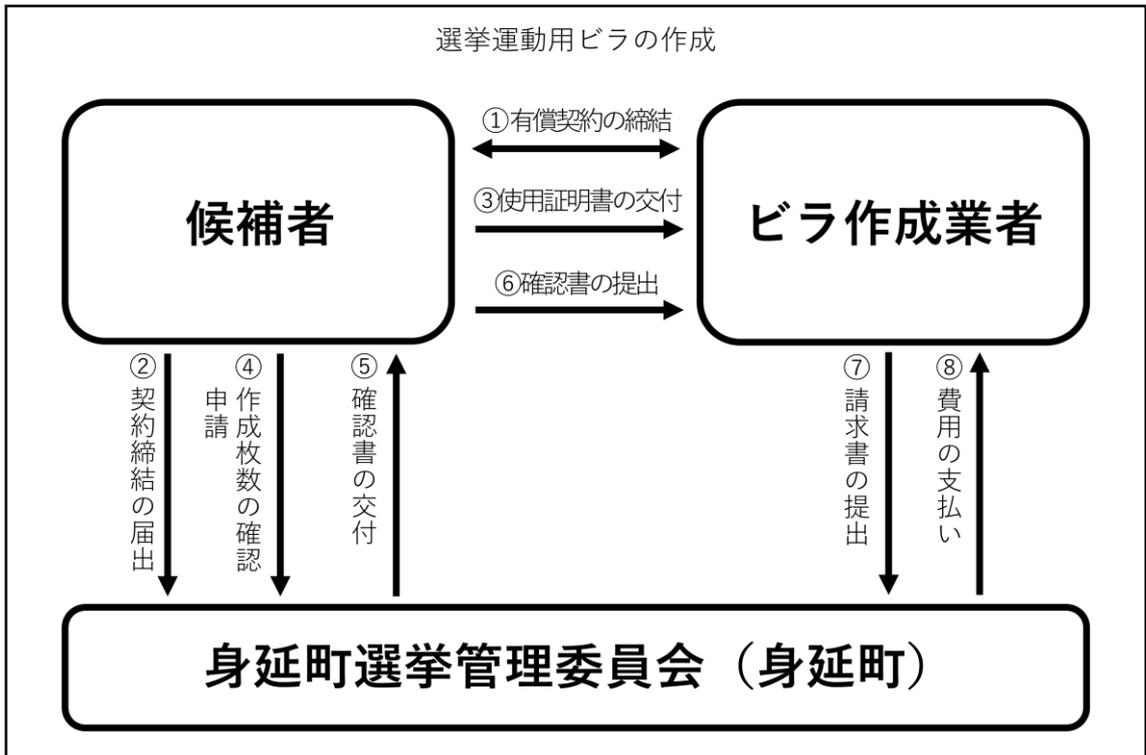
このとき、候補者から提出を受けた「ビラ証明 【記入例 p.27 参照】」と「ビラ確認 【記入例 p.21 参照】」を添付するとともに、納品書や売上傳票といった「請求内容が確認できる書面の写し」も添付してください

(7) 支払

町は、正当な請求書に基づき、ビラ作成業者の指定した口座に入金します。書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が延びる場合があります。

【次ページ続く】

(8) 手続きのイメージ



【次ページ続く】

順序	手続き	必要書類（様式等）	添付書類	チェック・備考
①	有償契約の締結 (候補者⇔ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書		
②	順序①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	様式第2号(第2条関係)_選挙運動用ビラ作成契約届出書	①の契約書の写し、 仕様等が記載された書面の写し	
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	様式第5号(第3条関係)_選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書		
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	様式第8号(第3条関係)_選挙運動用ビラ作成枚数確認書		
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)		④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	様式第11号(第5条関係)_選挙運動用ビラ作成証明書		
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	様式第14号(第6条関係)_請求書 (選挙運動用ビラの作成)、 様式第14号(第6条関係)_別紙4_請求内訳書	④の確認書、 ⑥の使用証明書、 請求内容が確認できる書面の写し	
⑧	経費の支払い (町長⇒ビラ作成業者)			

注1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

注2 町長に対する上記の請求については、身延町選挙管理委員会が受け付けます。

8 選挙運動用ポスターの作成の諸手続きについて

(1) 公費負担の対象

町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用が対象です。

ポスター作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますので、その内訳は「選挙運動用ポスター作成費用明細書(選挙運動の公費負担用) (以下「ポスター作成費用明細書」という。)**【記入例 p.11 参照】**」に記入してください。

(2) 公費負担の限度

公費負担の額は、「確認枚数×作成単価」で計算されます。

確認枚数は、町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の数です。

作成単価の限度額は 2,568 円です。

$$525 \text{ 円 } 6 \text{ 銭} \times 152 \text{ 箇所(ポスター掲示場数)} + 310,500 \text{ 円}$$

$$152 \text{ 箇所(ポスター掲示場数)}$$

※ 1 円未満の端数は切り上げ

(3) 契約の締結と届出

候補者とポスター作成業者が契約を締結した時には(立候補の届出前に契約を締結した時は立候補の届出後直ちに)、町選挙管理委員会に「様式第 3 号(第 2 条関係)_選挙運動用ポスター作成契約届出書(以下「ポスター契約届出」という。)**【記入例 p.16 参照】**」を提出してください。この「ポスター契約届出**【記入例 p.16 参照】**」には「契約書の写し」と「ポスター作成費用明細書**【記入例 p.11 参照】**」を添付してください。

「契約書の写し」は候補者と契約業者等との任意の様式の写しでも構いませんが、契約の内容≪契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など≫と当事者の意思≪候補者の申込意思、作成業者の承諾意思≫明らかにされている必要があります。「ポスター作成費用明細書**【記入例 p.11 参照】**」にはポスター作成にかかる費用の内訳≪写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費など≫を記載してください。

※選挙運動用ポスター作成契約書(記入例) **【記入例 p.10 参照】**を参照してください。

(4) 確認書の交付

公費負担を受けられるポスターの作成枚数は、町選挙管理委員会が設置するポスター掲

示場数に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「様式第 6 号(第 3 条関係)_選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(以下「ポスター確認申請」【記入例 p.19 参照】)」を町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

枚数が限度内であることを確認した町選挙管理委員会は、「様式第 9 号(第 3 条関係)_選挙運動用ポスター作成枚数確認書(以下「ポスター確認」という。【記入例 p.22 参照】)」を交付しますので、この「ポスター確認【記入例 p.22 参照】)」を作成業者に提出してください。

(5) 作成証明書の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、速やかに、作成業者に「様式第 12 号(第 5 条関係)_選挙運動用ポスター作成証明書(以下「ポスター証明」という。【記入例 p.28 参照】)」を提出してください。

(6) 請求

作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを町選挙管理委員会に確認したうえで、選挙期日後速やかに、町に「様式第 15 号(第 6 条関係)_請求書(選挙運動用ポスターの作成)【記入例 p.39 参照】)」と「様式第 15 号(第 6 条関係)_別紙 5_請求内訳書【記入例 p.40 参照】)」を提出してください。

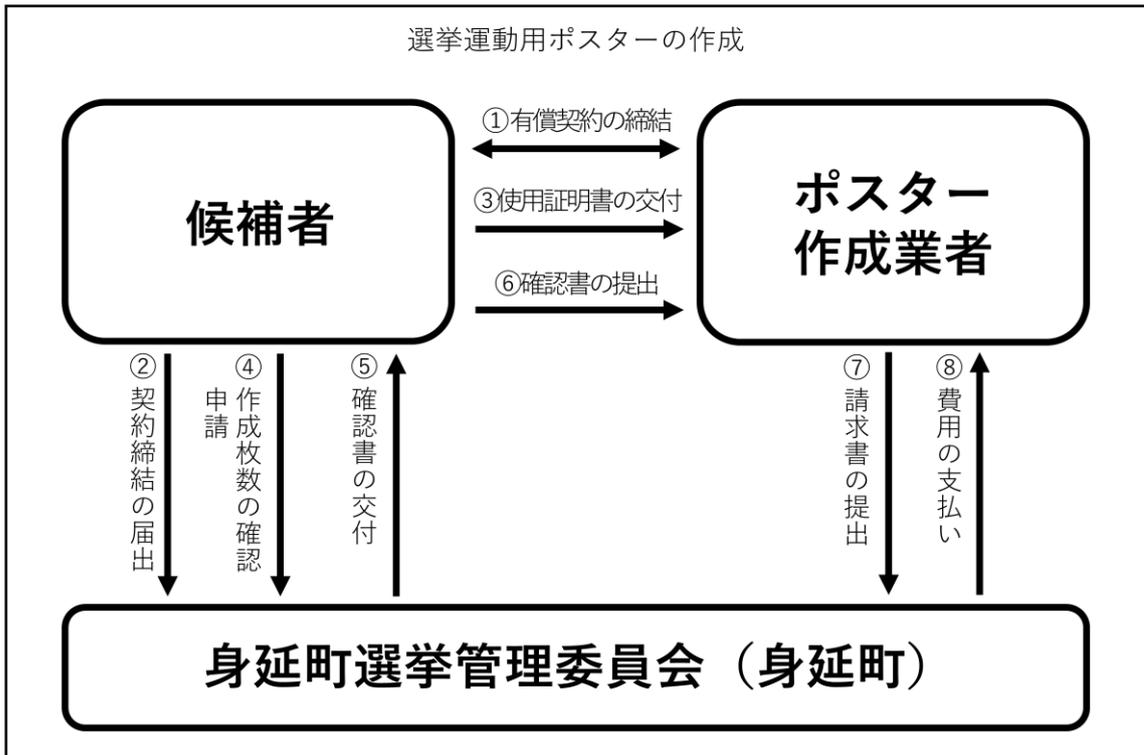
このとき、候補者から提出を受けた「ポスター証明【記入例 p.28 参照】)」と「ポスター確認【記入例 p.22 参照】)」を添付するとともに、納品書や売上伝票といった「請求内容が確認できる書面の写し」も添付してください。

(7) 支払

町は、正当な請求書に基づき、ポスター作成業者の指定した口座に入金します。書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が延びる場合があります。

【次ページ続く】

(8) 手続きのイメージ



【次ページ続く】

順序	手続き	必要書類（様式等）	添付書類	チェック・備考
①	有償契約の締結 (候補者⇄ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書		
②	順序①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	様式第3号(第2条関係)_選挙運動用ポスター作成契約届出書	①の契約書の写し、仕様等が記載された書面の写し	
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	様式第6号(第3条関係)_選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書		
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	様式第9号(第3条関係)_選挙運動用ポスター作成枚数確認書		
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	様式第12号(第5条関係)_選挙運動用ポスター作成証明書		
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	様式第15号(第6条関係)_請求書 (選挙運動用ポスターの作成)、 様式第15号(第6条関係)_別紙5_請求内訳書	④の確認書、⑥の使用証明書、請求内容が確認できる書面の写し	
⑧	経費の支払い (町長⇒ポスター作成業者)			

注1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

注2 町長に対する上記の請求については、身延町選挙管理委員会が受け付けます。

Ⅲ 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

1 共通事項

Q1 候補者本人や家族が代表を務める企業や団体と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。

候補者と企業や団体との間で有償契約が締結されている場合には、公費負担の対象になります。

なお、企業や団体から運転手を派遣してもらうような契約は、公費負担とはなりません。

Q2 契約は、限度額で締結すればよいのですか。

限度額は、あくまでも町が公費負担する金額の上限を示したもので、この金額での契約を強制したり推奨したりするものではありません。契約内容（金額、数量など）の妥当性について説明ができるように、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q3 選挙運動の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担します。上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、町選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

それぞれの契約を履行した後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも事実に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q5 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。(一部非開示部分あり)

2 自動車の借入れ

Q6 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

Q7 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。また、この場合、2台とも公費負担対象になりますか。

公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q8 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q9 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれている場合は、車両本体と車両本体以外の費用を明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q10 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか。

公費負担の対象期間は、立候補届出日（告示日）から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は、公費負担の対象外となります。

※無投票の場合は、立候補届出日（告示日）の1日のみが、公費負担対象の期間となります。

Q11 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q12 月極契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担の請求対象となる金額は。

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（15,800円を超える場合は、15,800円が上限）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q13 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

Q14 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q15 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q16 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 燃料の提供

Q17 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,560円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q18 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q19 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q20 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

4 運転手の雇用

Q21 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q22 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q23 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q24 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q25 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。

5 選挙運動用ビラの作成

Q26 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q27 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- 枚 数… 町長選挙5,000枚以内、町議会議員選挙1,600枚
- 種 類… 2種類以内
- 規 格… 長さ 29.7cm × 幅 21cm (A4版) 両面印刷が可能
- 記載内容… 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- 証紙の貼付… 頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q28 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

次の場所において頒布することができます。

- 新聞折込による頒布
- 候補者の選挙事務所内における頒布
- 個人演説会の会場内における頒布
- 街頭演説の場所における頒布

Q29 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q30 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

※町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場

Q31 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q32 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q33 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

IV 選挙公営（公費負担）関連例規

1 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(令和3年3月26日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、身延町の議会議員及び身延町長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第7号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 身延町の議会議員及び身延町長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、身延町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台

以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額
(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第 8 条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 51 銭を超える場合には、7 円 51 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 7 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第 9 条 候補者は、第 11 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第 10 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第 11 条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525 円 6 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 310,500 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

2 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

(令和3年3月26日選挙管理委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、身延町の議会議員及び身延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年身延町条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(様式第3号)に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、身延町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に対し選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第5号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 前項の確認は、委員会が交付する選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第7号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認書(様式第8号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書(様式第9号)による。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車の使用等の証明書の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号)、選挙運動用ビラ作成証明書(様式第11号)又は選挙運動用ポスター作成証明書(様式第12号)を、燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自

自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

（請求書の提出）

第 6 条 契約業者等は、条例第 4 条、第 8 条又は第 11 条の規定による請求をしようとする場合には、選挙運動用自動車の使用請求書（様式第 13 号）、選挙運動用ビラの作成請求書（様式第 14 号）又は選挙運動用ポスターの作成請求書（様式第 15 号）に前条第 1 項の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第 3 条第 2 項の確認書及び前条第 2 項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつて第 3 条第 2 項の確認書）を添えて、町長に提出しなければならない。

（その他）

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される選挙から適用する。

— MEMO —

みんなで徹底しよう「三ない運動」



総務省・(公財)明るい選挙推進協会

 お慶喜やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 役員等が代理で出席する 場合の結婚祝
 役員等が代理で出席する 場合の葬式の香典	 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行などの 催物への寸志や飲食物の差入
 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会 への飲食物の差入	贈らない! 求めない! 受け取らない!	